

# 流山市 申請書等の押印義務付け見直し方針

流山市が目指す「市民の役に立つ市役所」の実現のため、市民等（個人、事業者及び団体。以下同じ）が市に提出する申請書等に求めている「押印の義務付け」について、以下のとおり見直します。

対象の様式については、例外を除いて、令和2年度中に押印の義務付けを見直し、署名等に代えることができるようにします。

## 記

### 1 目的

- (1) 市民等の利便性の向上のため
- (2) 職員等の働き方改革のため
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

### 2 対象とする様式

現在、市民等に押印を求めている様式すべて。

※2, 381様式（令和2年11月7日時点調査による）

### 3 義務付け廃止の例外

- (1) 法令等により押印が義務付けられているもの
- (2) 国・県等の様式を利用しているもの
- (3) 他機関へ提供するもの
- (4) 実印を求めるもの

### 4 押印義務付けの見直し状況について

市ホームページにおいて、押印義務付けの見直し状況について、随時、公開して参ります。

### 5 今後について

今後も、押印の義務付けの見直しをきっかけとして、手続きの電子化等を積極的に進め、書面規制、対面規制についても可能な限り見直しを進めます。

令和2年12月18日

流山市長

井崎 義治

